

離婚公正証書作成料金

ご夫婦片方が代理人を立てる場合

手続きの代行料金 **¥62,000**(代理人の料金含む)

※代理人は当職といたします。

ご夫婦どちらかだけで作成できます。

ご夫婦そろって公証役場へ出向かれる場合

手続きの代行料金 **¥50,000**

ご夫婦と当職で公証役場へ出向いて作成します。

※上記料金に、別途公証人手数料が必要です。

公正証書作成手数料(公証人に支払う費用)	
100万円以下	5000円
200万円以下	7000円
500万円以下	11000円
1,000万円以下	17000円
3,000万円以下	23000円
5,000万円以下	29000円
1億円以下	43000円
3億円以下、43000円+5000万円ごとに13000円加算	
10億円以下、95000円+5000万円ごとに11000円加算	
10億円超は、249000円+5000万円ごとに8000円加算	

不払いの場合の公正証書によるてつづき

